報道発表資料

「納税の猶予制度の特例」の適用状況(令和2年4~6月分)

国税庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な納税者の方に対し、納税の猶予等の納税緩和措置を適切に適用していく方針としております。今般、令和2年4月30日に施行された「納税の猶予制度の特例」(特例猶予)について、令和2年6月30日(火)までに猶予申請を許可した件数及び税額を取りまとめましたので、以下のとおりお知らせします。

〇 特例猶予の適用状況(令和2年4月30日から6月30日適用分)

	適用状況	
	件数	税額
令和2年4~6月分	95,903件	261,777百万円

⁽注) 既存の猶予制度の適用件数・税額は含まれていない。

(参 考)

平成30事務年度における猶予制度の適用状況(既存制度のうち申請によるもの。)

	件数	税額
納税の猶予	943 件	2, 707 百万円
換価の猶予	40, 928 件	66, 779 百万円

- (注) 1 平成30事務年度は平成30年7月1日から令和元年6月末までである。
 - 2 職権による換価の猶予は除く。